

# 都道府県公害審査会の動き

## (令和6年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

### 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
広島県 令和6年(調)第1号事件	自動車部品工場からの粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R6.6.26
埼玉県 令和6年(調)第2号事件	隣家からの騒音被害防止請求事件	R6.7.28
山梨県 令和6年(リ)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R6.8.9
大阪府 令和6年(調)第4号事件	排水管布設替工事現場からの騒音・振動被害防止等請求事件	R6.8.14
神奈川県 令和6年(調)第3号事件	近隣事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R6.8.21
奈良県 令和6年(調)第1号事件	ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	R6.8.22

## 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 令和5年(調)第 5号事件  [電気温水器等か らの振動防止請 求事件]	東京都 住民1人	不動産開 発会社	令和5年10月11日受付  第1 ①被申請人所有のマンション B号室の電気温水器の運転時 間帯を深夜設定から昼間設定 に切り替えること。 ②A号室、B号室ともに電気 温水器の早期時間帯での運転 取り止め ③A号室の電気温水器の運転 時間帯が深夜時間帯に戻され ていた場合は再び昼間設定に 戻すこと。 第2 第1により、就寝時間 帯の振動が解消された後、電 気温水器からガス給湯器への 切り替えの協議に応じるこ と。 第3 第2までの措置によっ て、振動が収まらない場合に A号室のエアコン室外機対策 をとること。	令和6年4月11日 調停打ち切り  調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打ち切り、本件は終 結した。
東京都 令和5年(調)第 2号事件  [駐車場からの 騒音防止請求事 件]	東京都 住民2人	マンショ ン管理会 社	令和5年8月3日受付  (1)被申請人は、被申請人 の駐車場出入り口に設置され ているチェーンゲートの騒音 を低減すること。	令和6年5月30日 調停成立  調停委員会は6回の 期日を開催すること により手続を進め、 調停委員会から調停

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			(2) 被申請人はゲートの誤作動が起こらないようにすること。	条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
東京都 令和5年(調)第4号事件  [学童保育施設からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	学童保育施設経営会社	令和5年9月26日受付  被申請人は、自身が経営する学童保育施設の運営を継続するのであれば、十分な防音対策を施すことにより、申請人宅敷地と被申請人賃借建物敷地の境界線上の騒音を常時60dBを超えないようにすること。	令和6年7月2日 調停打ち切り  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
青森県 令和5年(調)第1号事件  [飲食店からの騒音被害防止請求事件]	薬局経営会社	飲食店経営個人事業主	令和5年11月24日受付  被申請人は被申請人が営むカラオケスナックの壁に防音施工を施すことを求める。	令和6年7月9日 調停打ち切り  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和5年(調)第6号事件  [マンション隣家からの悪臭防止請求事件]	東京都 住民2人	東京都 住民2人	令和5年10月19日受付  (1) 被申請人らは、悪臭防止法と環境確保条例による悪臭規制を遵守すること。 (2) マンション管理規約、	令和6年7月25日 調停打ち切り  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込み

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>使用細則、重要事項説明等に定められている禁止事項を行わないこと。</p> <p>(3) 上記を遵守しない又は遵守できない理由がある場合、被申請人らは排気口に煙突を設置するなど、悪臭を発生させないこと。費用は被申請人らが負担すること。</p> <p>(4) 上記措置を講じない場合、被申請人らは申請人の求める期日までに移転すること。</p>	<p>がないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 令和5年(調)第5号事件</p> <p>[エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>公益社団法人</p>	<p>令和5年9月21日受付</p> <p>(1) エアコンの室外機等の音の低減を求める。マイク使用時の声や拍手は窓を閉めていたとしても響いてくる。</p> <p>(2) エアコンの稼働時間は、就業時間内とすることを求める。また、土日、祝祭日は稼働しないことを求める。</p> <p>(3) 室外機の移設、防音、交換等を求める。</p>	<p>令和6年8月1日 調停成立</p> <p>調停委員会は4回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。</p>
<p>高知県 令和6年(調)第1号事件</p> <p>[鉄道粉じん被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>高知県 住民1人</p>	<p>鉄道会社</p>	<p>令和6年4月8日受付</p> <p>(1) 被申請人は、鉄道車両のブレーキシステムの改良又は駅周辺のブレーキによる鉄粉飛散量の多い箇所を囲うな</p>	<p>令和6年8月6日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込み</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>どの実効性のある鉄粉飛散防止対策を直ちに行うこと。</p> <p>(2) 被申請人は、申請人が所有する自家用車塗装の現状復旧にかかる損害賠償金115,500円を支払うこと。</p>	<p>がないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として令和6年7月1日から令和6年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第119号 令和6年11月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。